

## 平成27年度重点事業（案）

### 1 入所施設から地域生活への移行の推進

- ・グループホーム等の拡充及び日中活動の場の充実

### 2 精神障害のある人の地域への移行の推進

- ・精神障害のある人の地域移行・地域定着の着実な推進

### 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

- ・障害者虐待防止法の円滑な施行と障害のある人への差別をなくすための取組みの推進

### 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

- ・障害のある子どもの在宅支援の推進

### 5 障害のある人の相談支援体制の充実

- ・改正障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）の施行に伴う相談支援体制の充実

### 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

- ・障害のある人の一般就労及び福祉的就労の推進

### 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

- ・障害特性に配慮した支援の拡充及び地域に密着した支援の推進

## 2. 精神障害のある人の地域への移行の推進

ポイント：精神障害のある人の地域移行・地域定着の着実な推進

### 【継続事業】

#### ○地域移行・地域定着事業の確実な実施

- ①各圏域に配置した圏域連携コーディネーターによる協議会運営等を通じた関係機関間の連携体制を強化する。
- ②遠隔地での入院を余儀なくされ、以前生活していた地域への退院を希望する人の退院支援を推進する。
- ③概ね60歳以上の高齢入院患者（主診断名が統合失調症の者）の退院に向けた支援を推進する。

#### ○地域移行の取り組みへのインセンティブとしての「地域移行・定着協力病院」の指定・周知

平成26年4月に施行された、精神保健福祉法の改正の趣旨も踏まえ、病院内の地域移行に向けた取組、地域との連携、退院に向けた会議への関係者の参加や退院後の訪問等を行うなど、地域移行支援に取り組む精神科病院を「地域移行・定着協力病院」として指定し、公表することを通じたインセンティブによる地域移行・定着を推進する。

#### ○地域生活支援の推進

精神障害のある人の地域移行において生活拠点の確保のため、グループホーム等の質・量的な充実を継続的に進める。

また、公営住宅の優先入居及び賃貸住宅への入居支援制度について引き続き実施していく。

#### ○精神科救急医療の充実強化

精神疾患の急激な発症や精神症状の急変などにより、早急に適切な医療を必要とする精神科救急患者の相談を実施する。

また、入院を必要とする精神科救急患者や措置入院患者が速やかに入院できるよう、精神科病院に空床を確保するとともに、精神科救急医療システムや夜間休日における県の通報処理体制のより円滑な運用を目指す。

### 【新規事業】

#### ○災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

災害時における、被災地域の精神保健医療機能の一時低下や災害ストレス等による新たな精神的問題の発生に対して、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行う、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制を整備する。